

別紙

諮問第1323号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で、本件に関する事案経過や事実関係の確認、指導のやり取り、以後の学校運営上必要な処置等に関する文書の一切、また、それらに関連した教育委員会での議事録等関連文書の一切」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成31年1月7日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、実施機関が平成28年5月23日に行った非開示決定について、同年7月5日付審査請求に係る平成30年8月30日付28教総法第110号の4の裁決を踏まえ、改めて平成31年1月7日に一部開示決定を行ったものである。

非開示とした部分には特定の教員の個人情報や校長の意見が記載されており、条例7条2号及び6号に該当するため当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年6月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月31日に実施機関から理由説明書を、同年9月29日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年7月15日（第219回第一部会）において審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、請求書に「〇〇区立〇〇中学校の前〇〇（職名）〇〇氏の異動・退職事由、そこに至る経過等に関連して過去（〇〇中への当該〇〇（職名）の着任後）から本情報公開請求書が届いた日までの一連の関連文書を以下請求します。」と記載した上で、年度途中で退職した〇〇区立中学校〇〇（職名）〇〇氏（以下「当該教員」という。）に関して、「東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で、本件に関する事案経過や事実関係の確認、指導のやり取り、以後の学校運営上必要な処置等に関する文書の一切、また、それらに関連した教育委員会での議事録等関連文書の一切」を求めるものである。

実施機関は、平成30年8月30日付28教総法第110号の4の裁決を踏まえ、「〇〇中学校〇〇に関する個人情報（平成〇年〇月〇日付け）」を対象公文書として特定し、条例7条2号及び6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書は当該教員が所属した中学校校長によって作成され、平成〇年〇月〇日付けで〇〇区教育委員会宛て提出された文書であり、当該教員の退職の一因ともなる事情経過が記載されている。

イ 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は意見書において、本件に関し〇〇区教育委員会と実施機関の間で本件対象公文書の他に文書等がないことはあり得ない旨主張する。この点については審査請求人が行った平成28年7月5日付審査請求に係る平成30年6月14日付答申第816号についての審査会における審議でも検討しており、実施機関の説明によると、〇〇区教育委員会が学校運営を行うこととなっているため、実施機関は学校運営上必要な処置等に関する文書を作成及び取得しておらず、また、東京都教育委員会において当該教員の異動・退職について付議・報告を行った事実はないため、東京都教育委員会

での議事録等関連文書は作成及び取得していないとのことである。さらに、平成30年6月14日付答申第816号に係る審議の際に、審査会が実施機関に確認したところ、東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で、当該教員の異動・退職に係る事案経過や事実関係の確認、指導に関するやり取りの文書について、本件対象公文書以外に該当する文書はないとのことであった。

審査会がこれらの経緯を改めて検討したところ、実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関による対象公文書の特定は、妥当である。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書は表題のとおり当該教員の個人情報について作成されたものであり、本件非開示情報には、当該教員の個人情報やこれに対する校長の意見が記載されていることが確認された。

したがって、本件非開示情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、このような情報について、開示することが前提となると、人事異動に係る検討内容や、判断の過程が明らかになることを懸念して詳細な記載を躊躇するなど、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号にも該当する。

したがって、本件非開示情報は、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子